

「重点医師偏在対策支援区域における 診療所の承継・開業支援事業」について

佐賀県健康福祉部医務課
医療人材政策室
令和7年8月6日

「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について

概要

令和6年12月に国が公表した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」において、令和7年度から先行的に実施するとされている「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者を補助対象とするとされている。

支援対象医療機関の選定及び支援内容等を記載した「実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）」について協議いただきたい。

なお、「実施計画（先行的な医師偏在是正プラン）」は補助金申請書類の一部として国へ提出する。

■事業実施までの流れ

①重点医師偏在対策支援区域の選定

⇒ 地域医療対策協議会（7/15開催）及び保険者協議会（7/28開催）で協議いただき、「西部医療圏」を支援区域に選定

済



②「先行的な医師偏在是正プラン」の策定（支援対象診療所及び支援内容等の決定）

⇒ 地域医療対策協議会（今回書面開催）及び保険者協議会（別途書面開催）で協議

非公表

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和6年度補正予算 101.6億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるもの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業【36.2億円】

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業【20.4億円】

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業【45.1億円】

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- 支援区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※都道府県において、先行的な医師偏在是正プランを策定（承継・開業支援に係る支援区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

| 基準面積 | 診療部門 | |
|------|---------------------|-------------------|
| | ・無床の場合 | 160m ² |
| | ・有床の場合（5床以下） | 240m ² |
| | ・有床の場合（6床以上） | 760m ² |
| | 診療部門と一体となった医師・看護師住宅 | 80m ² |
| 補助率 | 国1/3 都道府県1/6 事業者1/2 | |

②設備整備事業

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 基準額 (1か所当たり) | 診療所として必要な医療機器購入費 16,500千円 |
| 補助率 | 国1/3 都道府県1/6 事業者1/2 |

③地域への定着支援事業

今回、申請希望有り

| | |
|-----|--|
| 基準額 | 診療日数（129日以下） 6,200千円 + (71千円×実診療日数) 等 |
| 補助率 | 国4/9 都道府県2/9 事業者1/3 |

「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について

①施設整備事業

| 補助先 | 補助対象 | 1 m ³ 当たり補助単価 | 補助率 |
|---|--|---|------------------------------|
| 都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所) | <ul style="list-style-type: none"> ○診療部門の整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・無床診療所の場合 : 160m³ ・有床診療所の場合（5床以下） : 240m³ ・有床診療所の場合（6床以上） : 760m³ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・医師住宅 : 80m³ ・看護師住宅 : 80m³ | 鉄筋コンクリート : 484,000円 ブロック : 214,000円 木造 : 355,000円 | 国 1／3 都道府県 1／6 事業者 1／2 |

(注) 施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、
へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

②設備整備事業

| 補助先 | 補助対象 | 1か所当たり基準額 | 補助率 |
|---|-------------------|-------------|------------------------------|
| 都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所) | ○診療所として必要な医療機器購入費 | 16,500,000円 | 国 1／3 都道府県 1／6 事業者 1／2 |

③地域への定着支援事業

| 補助先 | 補助対象 | 基準額 | 補助率 |
|---|---|--|------------------------------|
| 都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所) | <ul style="list-style-type: none"> ○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費（研究費に計上したものを除く。） ・備品費（単価50万円未満に限る。） ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費 | 1か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円 + (71,000円 × 実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円 + (77,000円 × 実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000円 + (87,000円 × 実診療日数) (2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数 | 国 4／9 都道府県 2／9 事業者 1／3 |